

令和6年度 早期退職募集に係る実施要綱

第1 早期退職希望者の募集（早期退職募集）

職員の退職手当に関する条例（昭和28年条例第105号。以下「条例」という。）第8条の3第1項第1号の規定により、次のとおり早期退職者を募集する。

1 対象者

年齢が満45歳から満59歳まで（昭和40年4月2日～昭和55年4月1日生）の者
ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者は応募できない。

(1) 臨時的任用職員、会計年度任用職員及び法律又は条例により任期を定めて任用された職員

(2) 早期退職者の募集開始日において懲戒処分（故意又は重過失によらないで管理・監督にかかる職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は募集期間内に懲戒処分を受けた者

2 退職の日

退職希望者の退職の日は、令和7年3月31日とする。

3 募集人数

若干名

4 優遇措置

(1) 早期退職者に対する割増措置

勤続期間（条例に規定する「勤続期間」をいう。）が20年以上の者には、退職手当算定の基礎となる給料月額について、次のとおり割増措置を行う。

退職手当の算定の基礎となる給料月額

$$= \text{退職時の給料月額} \times \{ 1 + 0.03 \times (60 \text{歳} - \text{退職時年度末年齢}) \}$$

(2) 退職手当の支給率

退職希望者の退職手当については、大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和43年大分県企業局管理規程第4号）第27条の規定に基づき、条例第3条から第5条に定める支給率を適用する。

5 募集の期間

令和7年1月8日（水）午前8時30分から

令和7年1月17日（金）午後5時15分まで

第2 実施手続

- 1 所属長は、第1に定める早期退職希望者の募集に関する事項を関係職員に周知させるものとする。
- 2 応募をしようとする職員は、応募申請書に必要事項を記入の上、募集期間内に総務課に届くよう余裕をもって所属長に提出するものとする。
- 3 関係所属長は、応募職員の退職理由の把握に努め、「早期退職希望者等退職理由報告書」（別紙1）を作成し、応募申請書とともに、募集期間内に総務課長に提出するものとする。
- 4 総務課長は、申請のあった職員に対し、認定又は不認定の通知書を交付するものとする。
※令和7年1月17日（金）までに通知する予定
※不認定又は認定取消となる場合の例示は以下のとおり
 - （1）この要綱に適合しない場合
 - （2）応募後に懲戒処分を受けた場合
 - （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 5 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（規則第1号様式の3）を応募申請書と同様の方法で速やかに提出するものとする。
- 6 この要綱の定めによらない退職希望者（60歳以上で定年前に退職する予定の者を含む。）について、関係所属長は、退職希望職員の退職理由の把握に努め、「早期退職希望者等退職理由報告書」（別紙1）により、令和7年1月17日（金）までに総務課長に提出すること。

第3 問合せ先

総務課 総務調整班

内線5900